

東京家政大学・東京家政大学短期大学部における 研究不正防止に関する基本方針

令和7年4月1日

東京家政大学・東京家政大学短期大学部 学長

東京家政大学及び東京家政大学短期大学部（以下、「本学」という。）は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）に基づき、本学における公的研究費を含む全ての研究費の不正使用防止に関する基本方針を以下の通り定める。

1. 不正使用防止対策に関する責任体制を明確化し、学内外に公表する。
2. ルールの明確化・統一化、職務権限の明確化をするとともに、コンプライアンス教育・啓発活動の実施等により構成員の意識向上を図り、適正な運営・管理の基礎となる学内体制を構築する。
3. 不正を発生させる要因を把握し、要因に対応した不正防止計画を策定・実施する。
4. 研究費の適正な使用及び予算執行ができるよう、研究費の使用者以外の第三者による実効性のある点検体制を構築し、適正な運営・管理を行う。
5. 不正への取り組みに関する基本方針、研究費の使用ルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
6. 研究費の適正な管理のため、本学全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。